

# 都市農村共生・対流総合対策交付金交付要綱

農林水産事務次官依命通知

制 定 平成25年5月16日付け25農振第378号

最終改正 平成27年4月9日付け26農振第2004号

(通則)

第1 都市農村共生・対流総合対策交付金（以下「交付金」という。）の交付については、都市農村共生・対流総合対策交付金実施要綱（平成25年5月16日付け25農振第393号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要綱」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「適正化法施行令」という。）、農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和31年農林省令第18号。以下「交付規則」という。）、予算科目に係る補助金等の交付に関する事務について平成12年度予算に係る補助金等の交付に関するものから地方農政局長に委任した件（平成12年6月23日農林水産省告示第899号）及び予算科目に係る補助金等の交付に関する事務について平成12年度の予算に係る補助金等の交付に関するものから沖縄総合事務局長に委任した件（平成12年6月23日農林水産省告示第900号）の定めによるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(交付の目的)

第2 交付金は、農山漁村の持つ豊かな自然や「食」を観光、教育、福祉等に活用する集落連合体による地域の手づくり活動を支援するとともに、山村の活性化に向けて、市町村が中心となって行う地域資源を活用して山村の所得や雇用の増大を図る取組を支援することにより、都市と農山漁村の共生・対流を推進し、もって農林水産業及びその基盤となる農産漁村の振興を図ることを目的とする。

(交付の対象及び交付率)

第3 農林水産大臣（以下「大臣」という。）は、地域協議会、民間団体、市町村等（以下「事業実施主体」という。）が行う下記に掲げる事業（以下「交付事業」という。）を実施するために必要な経費のうち、交付金交付の対象として大臣が認める経費（以下「交付対象経費」という。）について、予算の範囲内で交付金を交付する。

(1) 都市農村共生・対流総合対策

ア 集落連携推進対策

イ 人材活用対策

ウ 施設等整備対策

エ 広域ネットワーク推進対策

(2) 山村活性化支援対策

2 交付対象経費の区分及びこれに対する交付率は、別表に定めるところによる。

(流用の禁止)

第4 別表の区分の欄に掲げる各事業に係る経費の相互間の流用をしてはならない。

(申請手続)

第5 事業実施主体は、交付金の交付を受けようとするときは、適正化法第5条、適正化法施行令第3条及び交付規則第2条に規定する交付申請書の様式は、別記様式第1号のとおりとし、地方農政局長等(別表の区分の1の(1)から(3)までの事業及び(4)のアの事業並びに2の事業にあつては、事業実施主体の主たる事務所が北海道に所在する場合は大臣、事業実施主体の主たる事務所が沖縄県に所在する場合は内閣府沖縄総合事務局長、その他の場合は地方農政局長をいう。別表の区分の(4)のイの事業にあつては、大臣をいう。以下同じ。)に提出しなければならない。

2 事業実施主体は、前項の交付申請書を提出するに当たって、当該交付金に係る仕入れに係る消費税等相当額(交付対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に交付率等を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該交付金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない事業実施主体に係る部分については、この限りでない。

(交付申請書の提出期限)

第6 交付規則第2条の規定による交付申請書の提出期限は、地方農政局長等が別に通知する日までとする。

(交付決定の通知)

第7 地方農政局長等は、第5第1項の規定による交付申請書の提出があつたときは、審査のうえ、交付金を交付すべきものと認めるときは速やかに交付決定を行い、事業実施主体に交付金交付決定の通知を行うものとする。

(交付申請の取下げ)

第8 事業実施主体は、適正化法第9条第1項、交付規則第4条の規定により申請を取り下げようとするときは、交付決定の通知を受けた日から15日以内にその旨を記載した書面を地方農政局長等に提出しなければならない。

(契約等)

第9 事業実施主体は、交付事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、競争性のある契約方式によらなければならない。ただし、緊急の必要その他の理由により競争性のある契約方式によることが困難又は不相当である場合には、この限りでない。

2 事業実施主体は、前項の規定により契約をしようとする場合は、当該契約に係る競争に参加しようとする者に対し、別記様式第2号による指名停止に関する申立書の提出を求め、当該申立書の提出のない者については、当該契約に係る競争に参加させてはならない。

(計画変更、中止又は廃止の承認)

第10 事業実施主体は、次の各号の一に該当するときは、交付規則第3条第1号の規定に基づき、別記様

式第3号による変更等承認申請書を地方農政局長等に提出し、その承認を受けなければならない。

- (1) 交付対象経費の区分ごとの配分された額を変更しようとするとき。ただし、第11に定める軽微な変更を除く。
- (2) 交付事業の内容を変更しようとするとき。ただし、第11に定める軽微な変更を除く。
- (3) 交付事業を中止し、又は廃止しようとするとき。

2 地方農政局長等は、前項の承認をする場合において必要に応じ交付決定の内容を変更し、又は条件を付することがある。

(軽微な変更)

第11 交付規則第3条第1号イ及びロの大臣が定める軽微な変更は、別表に定めるところによる。

(事業遅延の届出)

第12 事業実施主体は、交付事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合、又は交付事業の遂行が困難となった場合においては、交付規則第3条第2号の規定に基づき、交付事業が予定の期間内に完了しない理由又は交付事業の遂行が困難となった理由及び交付事業の遂行状況を記載した書類を地方農政局長等に提出し、その指示を受けなければならない。

(概算払)

第13 事業実施主体は、交付金の全部又は一部について概算払を受けようとする場合は、別記様式第4号の概算払請求書を交付決定者に提出しなければならない。

なお、概算払の請求は、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第58条ただし書に基づく、財務大臣との協議が調った日以降とする。

(状況報告)

第14 適正化法第12条の規定に基づく交付事業の遂行状況報告は、交付金の交付決定に係る年度の各四半期（第1及び第4・四半期を除く。）の末日現在において別記様式第5号により事業遂行状況報告書を作成し、当該四半期の最終月の翌月末までに地方農政局長等に提出しなければならない。ただし、第13に定める概算払請求書をもってこれに代えることができるものとする。

2 地方農政局長等は、前項に定める時期のほか、事業の円滑な執行を図るため必要があると認めるときは、事業実施主体に対して、当該交付事業の遂行状況報告を求めることができる。

(実績報告)

第15 事業実施主体は、交付事業が完了したときは、交付規則第6条第1項の規定に基づき、その日から、1ヶ月を経過した日又は翌年度の4月10日のいずれか早い日（地方公共団体に対し交付金の全額が概算払により交付された場合は翌年度の6月10日）までに、別記様式第6号による実績報告書を地方農政局長等に提出しなければならない。

2 第5第2項ただし書により交付の申請をした事業実施主体は、前項の報告書を提出するに当たって、当該交付金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかになった場合は、これを交付金額から減額して報告しなければならない。

3 第5第2項ただし書により交付の申請をした事業実施主体は、第1項の報告書を提出した後におい

て、消費税及び地方消費税の申告により当該交付金に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、その金額（前項により減額した場合にあっては、その金額が減じた金額を上回る部分の金額）を別記様式第7号による消費税等相当額報告書を速やかに地方農政局長等に報告するとともに、地方農政局長等の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

また、当該交付金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかにならない場合又はない場合であっても、その状況等について、第16第1項の確定のあった日の翌年6月30日までに、同様式により地方農政局長等に報告しなければならない。

#### （交付金の額の確定等）

第16 地方農政局長等は、第15第1項の規定による報告を受けた場合には、報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る交付事業の実施結果が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付金の額を確定し、事業実施主体に通知する。

2 地方農政局長等は、事業実施主体に交付すべき交付金の額を確定した場合において、既にその額を超える交付金が交付されているときは、その超える部分の交付金の返還を命ずる。

3 前項の交付金の返還期限は、当該命令のなされた日から20日（地方公共団体が当該交付金の返還のための予算措置について議会の承認を必要とする場合で、かつ、この期限により難しい場合は90日）以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

#### （交付決定の取消等）

第17 地方農政局長等は、第10の交付事業の中止又は廃止の申請があった場合及び次に掲げる場合には、第7の交付決定の全部又は一部を取消し又は変更することができる。

（1）事業実施主体が、法令、本要綱又は法令若しくは本要綱に基づく地方農政局長等の処分若しくは指示に違反した場合

（2）事業実施主体が、交付金を本事業以外の用途に使用した場合

（3）事業実施主体が、交付事業に関して、不正、事務手続の遅延、その他不適當な行為をした場合

（4）交付の決定後生じた事情の変更等により、交付事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合

2 地方農政局長等は、前項の取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する交付金が交付されているときは、期限を付して当該交付金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

3 地方農政局長等は、第1項(1)から(3)までの場合による取消しをした場合において、前項の返還を命ずるときは、その命令に係る交付金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利10.95パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。

4 第2項に基づく交付金の返還及び前項の加算金の納付については、第16第3項の規定を準用する。

#### （財産の管理等）

第18 事業実施主体は、交付対象経費（交付事業を他の団体に実施させた場合における対応経費を含む。）により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、交付事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、交付金交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

- 2 取得財産等を処分することにより、収入があり、又はあると見込まれるときは、その収入の全部又は一部を国に納付させることがある。

#### (財産処分の制限)

- 第19 取得財産等のうち適正化法施行令第13条第4号の規定により大臣が定める機械及び重要な器具は、
- 1 件当たりの取得価格又は効用の増加価格が50万円以上の機械及び器具とする。
  - 2 適正化法第22条に定める財産の処分を制限する期間は、交付金交付の目的及び減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）を勘案して、交付規則第5条により定める処分制限期間（以下「処分制限期間」という。）とする。
  - 3 事業実施主体は、処分制限期間中において、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ地方農政局長等の承認を受けなければならない。
  - 4 第18第2項の規定は、前項の承認をする場合において準用する。

#### (交付金の経理)

- 第20 事業実施主体は、交付事業についての帳簿を備え、他の経理と区分して交付事業の収入及び支出を記載し、交付金の使途を明らかにしておかなければならない。
- 2 事業実施主体は、前項の収入及び支出について、交付規則第3条第4号に基づき、その支出内容の証拠書類又は証拠物を整備して前項の帳簿とともに交付事業の完了の日の属する年度の翌年度から起算して5年間整備保管しなければならない。
  - 3 事業実施主体は、取得財産等においては、前項の規定にかかわらず、当該取得財産等の処分制限期間中、前項に規定する帳簿等に加え別記様式第8号の財産管理台帳その他関係書類を整備保管しなければならない。

#### (交付金調書)

- 第21 事業実施主体のうち地方公共団体にあつては、当該交付事業に係る歳入歳出の予算書並びに決算書における計上科目及び科目別計上金額を明らかにする別記様式第9号による交付金調書を作成しておかなければならない。

#### (報告)

- 第22 事業実施主体のうち一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50号）第42条第2項に規定する特例民法法人にあつては、別記様式第10号によりこの交付金に係る交付金支出明細書を作成し、別に作成する「国からの補助金等全体の金額及びその年間収入に対する割合を示す書類」に添付した上で、計算書類等と併せて事務所に備え付けて公開するとともに、交付を受けた年度の翌年度の6月末日までに大臣に報告するものとする。

#### 附則

- 1 この通知は、平成27年4月9日から施行する。
- 2 平成26年度までに実施した事業については、なお従前の例によることとする。